

『多世代同居住宅改修等工事』 の補助金交付制度

親世代か子世代のどちらかが所有する住宅を
建て替え、増築又は改修して同居した場合に、
対象となる工事費用の一部を補助します。

1. 補助金の額

最大 100万円



改修等工事・・・40万円

※補助対象経費の1/2の上限額

転入加算・・・+20万円

※子世代が市外から転入した場合

新築加算・・・+10万円

※新築・改築（建て替え）した場合

扶養加算・・・+20万円

※中学生以下の子どもを扶養している場合

市内業者加算・・・+10万円

※市内業者が工事した場合

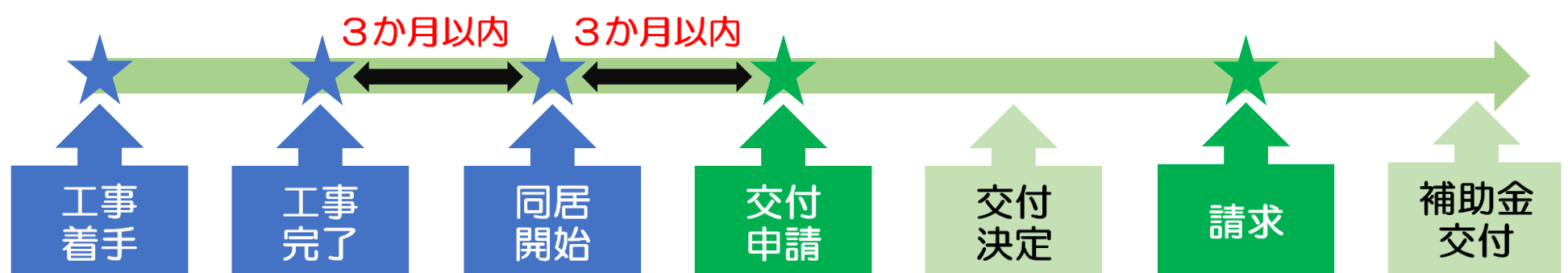
2. 補助対象物件

- ・親世代又は子世代が改修等工事の着手前から所有する住宅
- ・昭和56年6月1日以後に着工された住宅

3. 申請要件

- ・住宅改修等工事完了日と同居開始日の間が3か月以内であること
- ・補助金の交付申請期間は、住宅改修等工事完了日と同居開始日のいずれか遅い方から3か月以内であること

4. 手続き（例）



5. 申請者等の要件

- ・子世代とは、補助金の交付の申請時において40歳未満である方、又は中学生以下の子どもを扶養している方をいいます。（※単身世帯を除く）
- ・親世代とは、子世代又はその配偶者の直系尊属をいいます。

6. 注意事項

- ・居住の用に供する部分以外の工事は対象になりません。
- ・補助金の交付申請の時期は、住宅の改修等工事の完了後になります。
- ・詳細な条件については、工事や契約の前に必ずご相談ください。